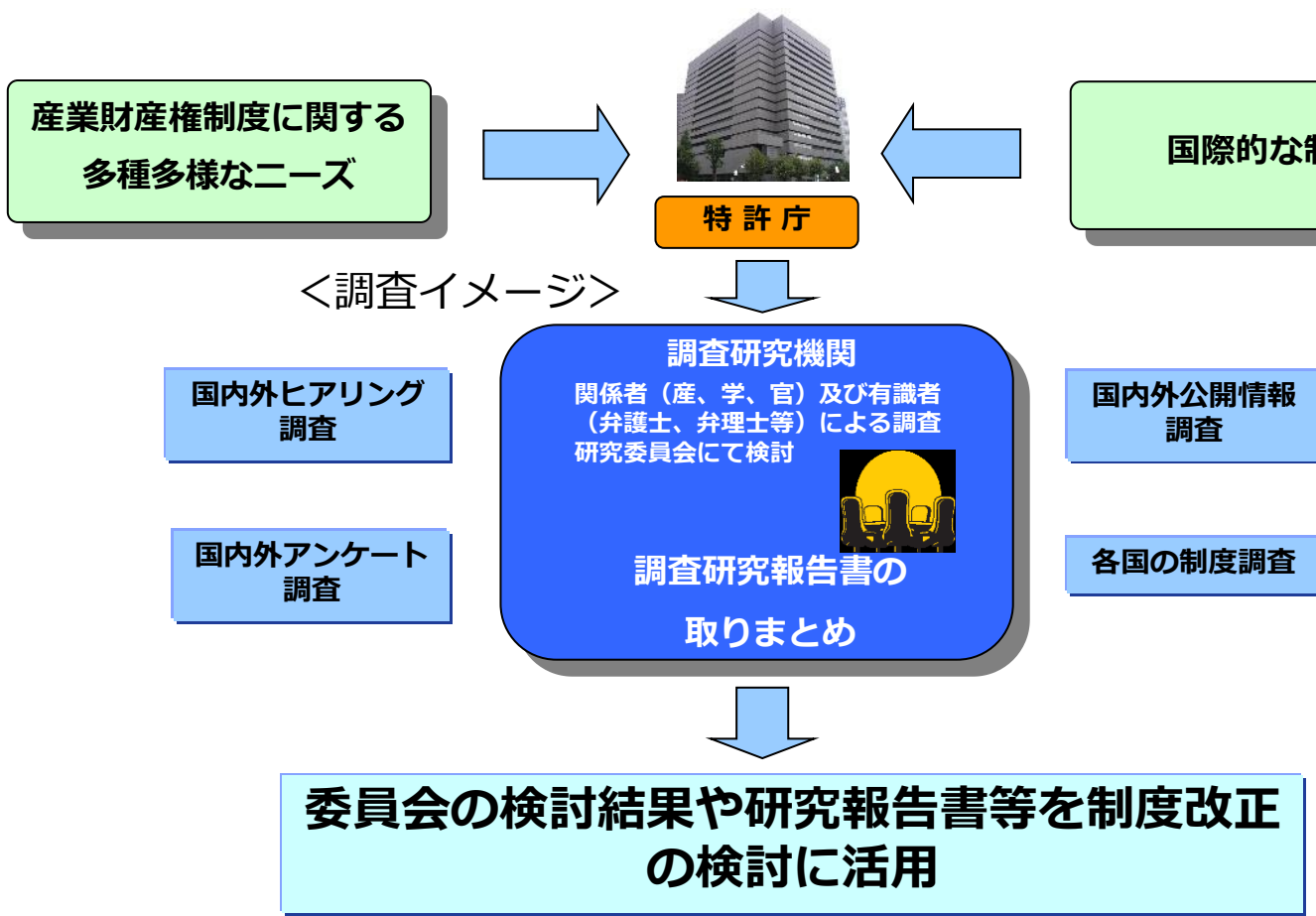


研究開発型スタートアップにおける オープンイノベーション促進のための モデル契約書について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



＜詳細について＞

本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和6年度研究テーマ一覧「大学の知財を活用したオープンイノベーション促進のためのモデル契約書に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

＜お問い合わせ先＞

経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101（内2152）

調査の俯瞰図

背景

大学発スタートアップの出口戦略の一つであるM & Aについて、日本のM & A数は諸外国に比べ低い水準となっていることが報告されている。さらに、M & Aを大学発スタートアップの出口戦略と想定した際に、どのような知財戦略のもとで契約を行うことが望ましいのかについてはこれまで十分に検討されてこなかった。

目的

M & A等を含めた研究開発型スタートアップの出口戦略を見据えて、望ましい知財戦略を調査し、出口戦略における知財の取り扱い及び研究開発型スタートアップのマインドセットについて整理・検討する。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書の更なる改善を行う。

■ヒアリング調査

対象：大学、スタートアップ、事業会社、VC等20件

■委員会

委員長：鮫島正洋（内田・鮫島法律事務所代表パートナー）
委員：7名

公開情報調査

米国および日本の研究開発型スタートアップのM&A好事例を企業データベースを用いて調査を実施

モデル契約書の改訂等

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）ver2.1」（新素材編・AI編・大学編）の改訂および発信用サマリを作成

まとめ

公開情報調査・ヒアリング調査の調査結果、および、委員会での議論を踏まえたモデル契約書の改訂内容、発信用サマリの記事内容の取りまとめを行った。

1. 本調査研究の背景・目的

2. 本調査研究の実施方法

2.1. 委員会による議論・検討

2.2. 公開情報調査

2.3. ヒアリング調査

3. 調査結果

3.1. モデル契約書の改訂

4. まとめ

背景

- 日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関が OI に取り組んでいる一方で、大企業とスタートアップが連携するに当たり、スタートアップからは、大企業と共同研究すると、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声が挙がっている。そこで公正取引委員会が、その取引実態を明らかにすべく実態調査を行ったところ、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和 2 年 11 月 27 日）において、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれのある事例、また拘束条件付取引等として同法上問題となるおそれのある事例が確認されている。
- こうした状況下、公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和 2 年 11 月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下、本指針という。）を策定し、令和 3 年 3 月 29 日に公表した。
- 特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携交渉する際に留意すべきポイントについて解説した「モデル契約書 ver1.0」（以下、モデル契約書という。）を取りまとめ、本指針で示されている「あるべき契約の姿・考え方」を具体的に実践するためのツールとして置つけられている。さらに、モデル契約書（大学編）の策定や新素材編・AI 編の改訂等を行い、モデル契約書（大学編）及びモデル契約書 ver2.0 を公表し、セミナーやパネルディスカッション、初学者向けコンテンツの作成など、その普及啓発に取り組んできた。
- 一方で、OI を実施するにあたってはその出口戦略を見据えることも必要である。大学発スタートアップの出口戦略の一つである M & A について、「大企業とベンチャー企業の経営統合の在り方に係る調査研究」（平成 30 年度 経済産業省産業経済研究委託事業）では、日本の M & A 数は諸外国に比べ低い水準となっている2ことが報告されている。さらに、M & A を実施するにあたって知財の価値を評価する知財デューデリジェンスについては「知的財産デュー・デリジェンスの実態に関する調査研究報告書」（平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）において M & A の実施主体向けに標準手順書が作成されているが、M & A を大学発スタートアップの出口戦略として位置づけ、その際にどのような知財戦略3のもとで契約を行うことが望ましいのかについてはこれまで十分に検討されてこなかった。

目的

- M & A 等を含めた大学発スタートアップを含む研究開発型スタートアップの出口戦略を見据えて、どのような知財戦略を取ることが望ましいのか調査し、出口戦略における知財の取り扱い及び研究開発型スタートアップのマインドセットについて整理・検討する。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書の更なる改善を行う。

- 委員会は3回に渡って開催した。研究開発型スタートアップのM&Aを促進するためのモデル契約書改訂および発信物サマリ作成の前提となる課題仮説・調査のターゲットを議論した上で、ヒアリングの実施方針や改訂対象となるモデル契約書の条項の内容について事務局案を基にしてご意見をいただいた。

所属	氏名
内田・鮫島法律事務所	鮫島 正洋 （委員長）
株式会社ストライク	荒井 邦彦
江戸川公認会計士事務所	江戸川 泰路
国立大学法人九州大学／九大OIP株式会社	大西 晋嗣
株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ	郷治 友孝
KDDI株式会社	中馬 和彦
株式会社FLOSFIA	人羅 俊実
森・濱田松本法律事務所	増島 雅和

- 公開情報調査は、ヒアリング調査に向けた事前インプットとして位置付け、研究開発型スタートアップのM&AでのExitの事例およびその背景を調査した。またその結果を踏まえ、研究開発型スタートアップのExitとしてのM&Aの理想状態および現状の課題について仮説の整理を行った。

スタートアップのExitとしてのM&Aの理想状態および現状の課題

項目	概要
理想状態	研究開発型スタートアップの事業戦略や出口戦略において事業会社からのM&Aを当然の選択肢として検討され、そのスムーズな実践によって研究シーズの社会実装と事業価値の創造が実現されている状態。
背景	- ディープテックのシーズは、量産・拡販フェーズに必要なリソースを投資家からの資金調達のみで賄い、上市までたどり着くことが困難・非効率な場合も多く、すでに量産インフラ・顧客ネットワーク・顧客からの信用を保有する事業会社のリソースへのアクセスは研究開発型スタートアップの事業成長において重要な選択肢である。 - VCのファンドの一般的な償還期限に対し、ディープテックの研究開発の想定期間は基本的にオーバーする特徴があり、IPOでのExitを想定する難易度が非常に高い。 - 量産・拡販フェーズに入る前に、競争力の高いシーズやその研究開発ノウハウが評価されることでExit可能である点で、M&Aは有力な出口戦略としての選択肢である。

2. 3. ヒアリング調査

- スタートアップ3社、スタートアップとのオープンイノベーションを行った実績がある事業会社6社、国内ベンチャーキャピタル2社、国内大学4校、海外大学4校、海外VC1社に対してヒアリングを実施した。

ヒアリングを実施した組織

分類	組織
スタートアップ	A社
	B社
	C社
事業会社	D社
	E社
	F社
	G社
	H社
	I社
	J社
VC（国内）	K社
	L大学
大学（国内）	M大学
	N大学
	O大学
	P大学
大学（海外）	Q大学
	R大学
	S大学
	T社

- 研究開発型スタートアップにおけるExitとしてのM&Aを促進することを目的に、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）ver2.1」（新素材編・AI編・大学編）の改訂および発信用サマリの作成を行った。

改訂したモデル契約書の種類

モデル契約書の種類	契約種別
新素材	- 共同研究開発契約書 - ライセンス契約書
AI	- 共同研究開発契約書 - 利用契約書
大学 （大学×大学発ベンチャー）	- 共同研究開発契約書 - ライセンス契約書

発信用サマリの構成および内容

構成	内容
目次	—
ディープテック・スタートアップのM&Aを促進する政策的背景	日本のスタートアップエコシステム全体、および各ステークホルダーのグロース戦略の観点から、EXITの多様化が望ましい点を説明
ディープテック・スタートアップのM&Aを活用したグロース戦略の促進により実現されるエコシステムの姿	- ディープテック・スタートアップの成長における障壁と、グロース戦略の重要性を説明 - 現状と目指している世界観の提示
本資料公表に寄せて 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」事業 有識者委員会 座長メッセージ	鮫島座長からのコメント
各ステークホルダーにとってのディープテック・スタートアップのM&Aの意義	ディープテック・スタートアップのM&Aにより、各ステークホルダーへのメリットの説明
グロース戦略において意識すべきポイント+委員の皆様からのコメント	- ディープテック・スタートアップのM&Aにおけるポイントの紹介 - 委員の皆様からのサポートコメントの紹介
「OIモデル契約書」の紹介	OIモデル契約書関連広報物に関する紹介

- 本年度業務では、M&Aを研究開発型スタートアップの出口戦略の選択肢として設定し、モデル契約書の改訂を行った。日本のスタートアップエコシステムの現状においては、将来的なM&Aを積極的に見据えた、OIにおける契約実務は稀であると想定され、改訂内容およびその背景にある考え方の周知・広報が必要となる。
- また、契約実務のアップデートという行動変容を効果的に促進していくためには、研究開発型スタートアップの出口戦略におけるM&Aの重要性・有効性の認識の普及という、意識啓発を行う必要がある。この意識は、研究開発型スタートアップ・OIパートナーとなる事業会社はもちろん、スタートアップエコシステムに参画する全てのステークホルダーが共有することで、より効果的なエコシステムの変容が期待できる。
- 本年度業務では、意識啓発のための公表物として、モデル契約書関連コンテンツとは別に、「発信用サマリ」を取りまとめた。以降、発信用サマリと改訂版モデル契約書を併せて普及させ、日本における研究開発型スタートアップのM&Aを促進するために、研究開発型スタートアップ、事業会社、およびそれらを取り巻く大学・VC・弁護士・弁理士・会計士・マッチング支援事業者などのステークホルダー全体に対し、研究開発型スタートアップ、事業会社双方のグロース戦略の観点で、M&Aの促進は意義があり、そのためには行動変容が必要であるとの意識啓発にも注力することが望ましい。

禁 無 断 転 載

令和6年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
研究開発型スタートアップにおける
オープンイノベーション促進のための
モデル契約書について
(要約版)
令和7年3月

請負先
株式会社野村総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ